

## 第36回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日(月)午後2時30分から午後3時40分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第59号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告  
について

第 5 議第198号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第199号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所  
有権の移転)

第 7 議第200号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃  
貸借権の設定)

第 8 議第201号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使  
用貸借権の設定)

第 9 議第202号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第10 議第203号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第11 議第204号 農用地利用集積に対する決定について

第12 議第205号 川西町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野正則、事務局長補佐 内谷新悟、主事 淀野拓也、主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしく願います。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第36回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席9番黒澤一利委員、議席1番高橋睦子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第59号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第59号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について、川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。12月申し出件数2件、田8,769㎡。個人への調整決定件数2件8,769㎡。所有権移転合計2件、田8,769㎡。

利用権の設定。12月再設定件数12件、田90,263㎡。12月申し出件数1件6,088㎡。個人への調整決定件数1件6,088㎡。利用権設定合計13件、田96,351㎡。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第198号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。  
事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

10ページをご覧ください。議第198号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は25件です。

(議第198号番号1番から25番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第199号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

16ページをご覧ください。議第199号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第199号1番から4番について説明)

なお、本件については、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番及び2番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

#### 4番 新野勝廣委員

番号1番について、1月20日に小形推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

番号2番について、1月20日に小形推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

#### 議長 大沼藤一

次に番号3番及び4番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

#### 2番 鈴木秀男委員

番号3番について、1月25日に伊藤推進委員が現地確認をしました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

番号4番について、1月14日に伊藤推進委員が現地確認をしました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

#### 議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

#### 議長 大沼藤一

日程第7、議第200号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 主事 玉田絵里子

17ページをご覧ください。議第200号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第200号番号1番から3番について説明)

なお、本件については、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番及び2番の件について、議席9番黒沢一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、1月18日に荒井進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番についても、1月18日に荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円、●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号3番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号3番について、1月14日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第201号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

19ページをご覧ください。議第201号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第201号番号1番及び2番について説明)

なお、本件については、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番及び2番の件について、議席9番黒沢一利委員より報告願います。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、1月18日に伊藤進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号2番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号2番について、1月16日に齋藤修一進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第202号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

21ページをご覧ください。議第131号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第202号 1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。

工事計画は許可後に着工し、令和2年4月30日で完了する計画です。

農地区分は第1種農地と判断されます。申請内容は、申請者が資材置場を整備し自ら営む建設会社へ貸し付けるものです。所在は大字西大塚地内です。資料5ページをご覧ください。6ページは土地利用計画図、7ページは転用事業者と建設会社の契約書になります。

事業費は●●万円です。資金計画については、通帳写しの証明で確認しています。雨水については地下浸透です。以上、今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、1月17日に大沼会長と私、事務局で現地調査をしてきました。

申請案件は資材置場を整備する申請です。申請者の経営する建設会社の既存の資材置場の場所が、近隣住民に迷惑と恐怖を与える恐れがあるため、新たに資材置場が必要になったための転用です。

申請地は第1種農地ではありますが、道路に面した田であり、周辺の農地への影響はないと判断しました。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第203号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

22ページをご覧ください。議第203号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う所有権の移転許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第203号 1番及び2番について朗読により説明)

始めに、番号1番について説明します。

工事計画は、許可後に着工し、令和2年4月30日に完了する計画です。

農地区分は第1種農地と判断されます。申請内容は、申請者が資材置場を整備し自ら営む建設会社へ貸し付けるもので、先の農地法第4条の転用案件に隣接し、同一事業として申請されており、添付資料は同じ内容となっています。以下、省略致します。

次に番号2について説明します。

工事計画は、許可後3月10日に着工し、同日で完了する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。申請内容は、道路拡張に伴い家庭菜園や雪捨て場を整備するものです。所在は、大字堀金地内です。転用補足資料10ページは案内図、11ページが土地利用計画図になります。

事業費は●●万円です。資金計画については、通帳の写し証明で確認しています。雨水については地下浸透です。転用後も、夏場は農地として利用するものであり、建物等の建設をしないことから、周辺農地への影響はないと判断します。

以上、今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席3番後藤満良委員より報告願います。

3番 後藤満良委員

番号1番について、1月17日に大沼会長と私、事務局で現地調査をしてきました。

申請案件は、先の第4条と隣接し、同じ内容の資材置場を整備するものです。



同様に、申請地は第1種農地ではありますが、道路に面した田であり、周辺の農地への影響はないと判断しました。

番号2番について、1月17日に大沼会長と私、事務局で現地調査をしてきました。

申請案件は、家庭菜園と雪捨て場を整備するものです。申請者宅前の県道・歩道拡張工事に伴い、敷地内に雪捨て場の場所が少なくなり、また、家庭菜園を確保するための転用です。

また、申請地は畑であり土地改良区の区域外となっています。夏場は畑として利用し、建物も設置しないことから、周辺の農地への影響はないと判断しました。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第204号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8029番は議席番号5番佐々木一宏委員、本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審査中は室外に退席を求めることについて、異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席5番 佐々木一宏委員については、当該案件の審議中は退席とします。

初めに、整理番号8028番の件について審議を行うので、議席番号5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

23ページをご覧ください。議第204号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。(議第204号本文及び整理番号8029番を朗読により説明)

なお、本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8029番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました整理番号8029番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

24ページです。(整理番号8016番から8028番、8030番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8029番を除いた案件全件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第205号、川西町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

議第205号、について。川西町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、川西町農業委員会の決議を求める。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件全件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件を決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第36回川西町農業委員会総会を閉会いたします。